

# 新型コロナウイルス感染症対策 福祉事業所等支援補助金

**申請期間 令和4年11月1日～令和5年1月31日**

新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、原油価格、電気・ガス料金を含む物価高の影響を受けた村内福祉事業所等に対し、営業活動の維持又は継続のため支援補助金を実施します。

## 補助対象事業所

⇒ 宜野座村内において事業を営む福祉事業所等

○福祉事業所等については、下記のとおりです

医療機関・介護関連施設・障害者(児)関連施設・児童福祉関連施設

○補助金の額 ↓ ↓ ↓

事業所規模 (正規・非正規雇用人数)	補助金の額	食事提供 有りの場合
5人以下	10万円	10万円 (それぞれの事業所につき)
6人～50人	20万円	
51人～100人	30万円	
101人以上	40万円	
複数の事業を営んでいる事業者 (事業所数に係わらず1事業所とする)	30万円	

○提出書類 ↓ ↓ ↓

- ① 補助金交付申請書兼請求書
- ② 仕入単価等が上昇したことが確認できる書類(燃料費・電気・ガス・原材料等)  
\*令和4年4月～10月いずれかの月を前年同月と比較します

問合せ先 宜野座村役場 健康福祉課 098-968-3253